

## 学会賞授賞規定（細則）

### 1. 賞の種類

日本魚病学会賞および日本魚病学会研究奨励賞（以下研究奨励賞と略す）の2種とする。

### 2. 賞の性格

- 1) 日本魚病学会賞：長年の研鑽により秀れた研究業績を挙げ、かつ日本魚病学会の運営発展に貢献した個人に授与する。
- 2) 研究奨励賞：学術上の貢献著しく、将来一層の発展が期待される業績を挙げた個人または、研究集団（複数の研究者）に授与する。

### 3. 受賞者の資格

- 1) 受賞者は、日本魚病学会の個人会員であり、過去3編以上の報文を会誌「魚病研究」に発表している者。
- 2) 受賞対象の業績は既印刷のもので、少なくともその一部が会誌「魚病研究」に掲載されたものであること。
- 3) 受賞者の年齢制限はない。

### 4. 授賞件数

該当者ある場合、日本魚病学会賞は年1件、研究奨励賞は年2件とする。

### 5. 選考委員会

- 1) 選考委員会は評議員会で選出された選考委員（5名）をもって構成する。なお、選考委員自身が受賞者候補者として推薦されたときは、委員を辞任し、次点者を委員とする。（会則第7条の6および8）
- 2) 選考委員長は、選考委員の互選で決める。
- 3) 選考委員長は、選考委員会を召集し、その議長となる。
- 4) 選考委員会は選考委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5) 選考委員は、欠席をする場合、議事について予め書面をもって意見を述べるができる。
- 6) 選考委員長がやむを得ないと認めるときは、書面をもって審議に代えることができる。
- 7) 選考委員長は審議の結果をもって会長に報告する。

### 6. 受賞候補者の推薦および選考手続

- 1) 日本魚病学会受賞候補者は原則として選考委員を除く評議員により推薦された者とする。
- 2) 研究奨励賞受賞候補者は原則として選考委員を除く個人会員により推薦された者とする。
- 3) 受賞候補者の推薦は、所定の形式に従い1件ごとに選考委員長あて推薦する。
- 4) 受賞候補者推薦の期限は7月末日とする。
- 5) 選考委員長は、被推薦者の一覧表を作成し、選考委員に配布する。
- 6) 受賞候補者の選考は所定の手続きによって推薦された者を対象とし選考委員会において行う。
- 7) 受賞者の決定は選考委員会による選考結果にもとづき評議員会の議を経て会長が行う。

### 7. 賞の授与

- 1) 賞の授与は総会において行う。
- 2) 賞は表彰状とする。
- 3) 賞に要する費用は、本学会の経費および基金（江草周三氏）をもってあてる。

（昭和60年3月31日一部改訂）

（平成7年3月31日一部改訂）

（平成14年4月4日一部改訂）

（平成25年9月17日一部改訂）

（令和2年3月24日一部改訂）